平成 14 年度

# 包括外部監査の結果報告書

平成 15 年 2 月

善通寺市包括外部監査人

公認会計士　岡　林　正　文

# 目　　次

## 包括外部監査の結果報告書


第１　外部監査の概要 ..... 1

１．外部監査の種類 ..... 1

２．選定した特定の事件（監査テーマ） ..... 1

３．特定の事件（テーマ）を選定した理由 ..... 1

４．善通寺市の水道事業の概要 ..... 2

５．外部監査の方法（監査の要点及び主な監査手続） ..... 3

６．外部監査の実施期間 ..... 4

７．外部監査人補助者の資格と人数 ..... 4

８．利害関係 ..... 4

第２　外部監査の結果及び意見 ..... 5

１．善通寺市水道事業の経営分析について ..... 5

２．入札及び契約制度について ..... 18

３．料金等の徴収と債権管理について ..... 20

４．業務委託管理について ..... 24

５．金銭管理について ..... 25

６．有形固定資産管理について ..... 26

７．貯蔵品管理について ..... 28

８．会計処理について ..... 34

９．総括 ..... 41

付録：修正仕訳明細表

# 包括外部監査の結果報告書

## 第１　外部監査の概要

### １．外部監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項及び善通寺市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

### ２．選定した特定の事件（監査テーマ）

#### (1) 外部監査の対象

水道事業会計の財務事務及び経営管理について

#### (2) 監査対象期間

原則として平成 13 年度、ただし、必要に応じて過年度についても対象とした。

### ３．特定の事件（テーマ）を選定した理由

水道事業は、市民生活において必要不可欠なサービスを提供するものであり、供給の安定性、品質の良否、料金の多寡につき市民の関心は高いものである。

また、同事業は地方公営企業法の規定により独立採算原則が要求されており、水道事業にかかる経費は水道料金で回収する必要がある。

善通寺市の水道事業は、受水費の高騰及び企業債利息の負担増等で経営が圧迫され赤字に陥った昭和 48 年度、49 年度、50 年度、52 年度、56 年度、57 年度及び 58 年度を除き、利益を計上しているが、昭和 54 年度に運転を開始した浄水場は老朽化が進み、更に、買田池の藻発生を原因とする臭いの問題もあり、設備更新が必要な時期が近づいている。

一方、善通寺市の水道普及率は 99%に達しており、給水人口の大幅な増加が見込めない状況において、かかる設備更新のための剰余金が充分でない場合、独立採算原則のもとでは、更新工事にともなう料金値上げにより市民に思いがけず多大の負担を強いることになりかねない。

したがって、財務の状況、経営管理の状況を調査し、問題点があればこれを明らかにすることが水道料金の適正化に資することとなり、並びに水道事業ひいては市民生活の安定

のために有用であると考え、特定の事件として選定したものである。

## 4. 善通寺市の水道事業の概要

### (1) 水道事業の沿革と業務概要

善通寺市の水道事業は、昭和 26 年 3 月に旧陸軍の施設を利用して給水を開始したものであるが、その後、昭和 37 年度の第一次上水道拡張事業の竣工以来、昭和 54 年度の第五次拡張事業まで計画的に給水エリアを拡張し、現在ではその普及率は 99%にまで達している。

一方、水源地も順次各地に拡大するとともに、昭和 49 年度から香川用水の受水を開始し、昭和 54 年度には買田池に隣接して浄水場を完成、運転を開始しており、平成 6 年の異常渇水においても断水を最小限にとどめることができるまでの供給体制が整っている。したがって、給水人口の大幅な増加が想定されない現状において、供給の安定性に関しての不安はほとんどないと判断される。

なお、現在の水源は、概ね、地下水 30%、浄水場 40%、香川用水 30%の割合となっている。

### (2) 水道事業の財務制度

水道事業は、地方公営企業法第 17 条、第 17 条の 2 及び地方財政法第 6 条により特別会計を設けて経理を行い、当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費は一般会計が負担するが、それ以外の経費については当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならないと規定されており、独立採算制の原則が要求されている。

**5．外部監査の方法（監査の要点及び主な監査手続）**

**水道事業に係る財務の状況並びに経営管理の状況に問題点がないかどうか確かめるため、善通寺市水道局本局と善通寺市浄水場へ往査し、以下の事項を検討した。**

**(1) 善通寺市水道事業の経営分析について**

**善通寺市における水道事業に関する現状を把握し、かつ独立採算制が達成されているかどうかを確かめるため、以下の分析を行った。**

**① 水道事業の過去 5 年間の財務諸表数値及び業務量等について比較分析を行った。**

**② 近隣の市と財務諸表数値及び業務量等について比較分析を行った。**

**(2) 入札及び契約制度について**

**資産の取得、修繕工事の発注に係る管理体制を検証するため、これらの入札及び契約が、「善通寺市契約規則」及び「善通寺市水道事業契約規程」に準拠して実行されているかどうか検討した。**

**(3) 料金等の徴収と債権管理について**

**水道料金の徴収に係る問題点の有無を検証するため、当該システムの内容及び内部統制（注）を聴取し、特に最近増加傾向にある滞留未収金について適切な回収努力が払われているかどうか検討した。**

**（注）内部統制とは、組織運営の有効性と効率性を高め、組織の財務報告の信頼性を確保し、かつ組織運営に係る法規の遵守を促すことを目的として組織内部に設けられ、組織を構成する者のすべてによって運営される仕組みである。**

**(4) 委託業務管理について**

**業務の外部委託に際しての問題点の有無を検証するため、委託業者の選定方法と委託料の決定に係る管理体制について、法、その関係法令及び諸規程に対する準拠性を検討した。**

**(5) 金銭管理について**

**金銭出納業務に関して内部統制が有効に働き、さらに支出決裁が所定の規則に従って行われているかどうか検討した。**

(6) 有形固定資産管理について

有形固定資産について現況を調査し、財産管理が適切に行われているかどうか、また遊休資産の有無を検討した。

(7) 貯蔵品管理について

貯蔵品である補修用材料及び量水器を購入する際の数量、価格等の決定にあたり所定の規則に準拠しているか、また、内部統制が有効に働いているかどうか検討した。さらに、貯蔵品の保管状況を調査し、実在性を検証した。

(8) 会計処理について

平成 13 年度の「善通寺市水道事業会計決算書」の損益計算書、剰余金計算書及び貸借対照表を作成するにあたり採用された会計処理を調査し、当該会計処理が「地方公営企業法」及び「善通寺市水道事業会計規程」（以下「会計規程」という。）等に準拠しているかどうか検討した。また、今回の外部監査により発見された指摘事項のうち、会計処理に関するものを集計し、平成 13 年度の修正損益計算書及び修正貸借対照表を作成した。

6. 外部監査の実施期間

平成 14 年 7 月 2 日より平成 15 年 1 月 30 日まで

7. 外部監査人補助者の資格と人数

公認会計士　　4名

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第２　外部監査の結果及び意見

包括外部監査の結果報告書の記載に当たっては、監査結果（指摘事項についてはタイトルに「指摘事項」と付記）を記載すると共に、監査の実施過程において気がついた法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨から組織及び運営の合理化に資するための意見（タイトルに「意見」と付記）も記載した。

### 1．善通寺市水道事業の経営分析について

#### (1) 過去 5 年間の財務諸表数値等の推移と分析結果

##### ①　貸借対照表の推移

（単位:千円）

| | 平成9年度 | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 資産の部 | | | | | |
| 1　固定資産 | | | | | |
| （1）有形固定資産 | 2,875,636 | 2,949,005 | 3,020,834 | 3,138,283 | 3,238,818 |
| （2）無形固定資産 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 固定資産合計 | 2,875,677 | 2,949,045 | 3,020,874 | 3,138,323 | 3,238,858 |
| 2　流動資産 | | | | | |
| （1）現金預金 | 630,378 | 624,768 | 706,638 | 701,278 | 711,886 |
| （2）未収金 | 100,656 | 148,566 | 138,206 | 150,190 | 166,676 |
| （3）貯蔵品 | 14,569 | 16,040 | 16,323 | 14,360 | 7,494 |
| （4）前払費用 | 117 | 126 | 689 | 707 | 726 |
| （5）前払金 | - | - | 9,700 | 35,700 | 22,800 |
| （6）その他流動資産 | 50,880 | 50,880 | 50,880 | 50,600 | 50,600 |
| 流動資産合計 | 796,601 | 840,381 | 922,438 | 952,836 | 960,184 |
| 資産合計 | 3,672,278 | 3,789,426 | 3,943,313 | 4,091,160 | 4,199,042 |
| 負債の部 | | | | | |
| 3　固定負債 | | | | | |
| （1）退職給与引当金 | 88,264 | 94,903 | 99,394 | 65,565 | 57,886 |
| （2）修繕引当金 | 120,216 | 165,216 | 179,916 | 191,712 | 201,659 |
| 固定負債合計 | 208,480 | 260,119 | 279,310 | 257,277 | 259,545 |
| 4　流動負債 | | | | | |
| （1）未払金 | 107,752 | 75,389 | 97,582 | 115,494 | 73,449 |
| （2）その他流動負債 | 60,523 | 62,003 | 66,093 | 68,124 | 73,099 |
| 流動負債合計 | 168,276 | 137,392 | 163,675 | 183,619 | 146,549 |
| 負債合計 | 376,756 | 397,512 | 442,985 | 440,897 | 406,094 |
| 資本の部 | | | | | |
| 5　資本金 | | | | | |
| （1）自己資本金 | 1,205,006 | 1,308,945 | 1,416,846 | 1,530,380 | 1,650,931 |
| （2）借入資本金 | 1,160,268 | 1,056,329 | 948,428 | 834,894 | 714,343 |
| 資本金合計 | 2,365,274 | 2,365,274 | 2,365,274 | 2,365,274 | 2,365,274 |
| 6　剰余金 | | | | | |
| （1）資本剰余金 | 570,455 | 655,025 | 735,170 | 846,045 | 953,018 |
| （2）利益剰余金 | 359,791 | 371,614 | 399,881 | 438,943 | 474,655 |
| 剰余金合計 | 930,247 | 1,026,640 | 1,135,052 | 1,284,988 | 1,427,673 |
| 資本合計 | 3,295,522 | 3,391,914 | 3,500,327 | 3,650,263 | 3,792,948 |
| 負債資本合計 | 3,672,278 | 3,789,426 | 3,943,313 | 4,091,160 | 4,199,042 |

（注）千円未満は切捨て

② 損益計算書の推移

（単位:千円）

| | 平成9年度 | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 営業収益 | | | | | |
| （1）給水収益 | 754,295 | 768,072 | 757,581 | 754,131 | 742,111 |
| （2）受託給水工事収益 | 9,759 | 7,141 | 7,266 | 6,898 | 6,845 |
| （3）その他営業収益 | 25,476 | 23,609 | 23,019 | 22,683 | 21,847 |
| 営業収益　計 | 789,531 | 798,823 | 787,867 | 783,713 | 770,804 |
| 2 営業費用 | | | | | |
| （1）原水及び浄水費 | 259,643 | 278,298 | 229,364 | 197,347 | 208,514 |
| （2）配水及び給水費 | 53,395 | 54,207 | 69,611 | 82,053 | 71,808 |
| （3）受託給水工事費 | 8,925 | 9,057 | 7,121 | 6,774 | 3,841 |
| （4）業務費 | 44,466 | 41,971 | 49,756 | 53,142 | 52,870 |
| （5）総係費 | 126,873 | 83,433 | 104,606 | 79,233 | 67,675 |
| （6）減価償却費 | 139,845 | 147,186 | 152,381 | 154,586 | 157,699 |
| （7）資産減耗費 | 2,778 | 567 | 924 | 4,348 | 11,017 |
| （8）その他営業費用 | 338 | 296 | 328 | 345 | 235 |
| 営業費用　計 | 636,266 | 615,019 | 614,095 | 577,832 | 573,663 |
| 営業利益 | 153,265 | 183,803 | 173,771 | 205,880 | 197,141 |
| 3 営業外収益 | | | | | |
| （1）受取利息 | 2,887 | 2,544 | 3,155 | 3,050 | 2,804 |
| （2）下水道使用料等徴収手数料 | 3,473 | 4,152 | 4,639 | 5,107 | 6,687 |
| （3）繰入金 | 34,256 | - | 23,512 | 1,421 | - |
| （4）雑収益 | 466 | 197 | 512 | 602 | 883 |
| 営業外収益　計 | 41,084 | 6,895 | 31,820 | 10,182 | 10,374 |
| 4 営業外費用 | | | | | |
| （1）支払利息 | 79,996 | 73,488 | 66,617 | 59,482 | 51,955 |
| （2）雑支出 | - | 6 | 80 | 154 | 151 |
| 営業外費用　計 | 79,996 | 73,495 | 66,697 | 59,636 | 52,107 |
| 経常利益 | 114,352 | 117,203 | 138,895 | 156,426 | 155,409 |
| 5 特別利益 | | | | | |
| （1）固定資産売却益 | - | - | - | - | 7,888 |
| 6 特別損失 | | | | | |
| （1）過年度損益修正損 | 1,798 | 1,442 | 2,727 | 3,830 | 7,035 |
| 当年度純利益 | 112,554 | 115,761 | 136,168 | 152,595 | 156,262 |
| 前年度繰越利益剰余金 | 82 | 37 | 98 | 67 | 62 |
| 当年度未処分利益剰余金 | 112,637 | 115,798 | 136,267 | 152,662 | 156,325 |

（注）千円未満は切捨て

③　業務量等の推移

| 項目 | 平成9年度 | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 給水戸数 | 12,900戸 | 13,043戸 | 13,147戸 | 12,937戸 | 12,878戸 |
| 給水人口 | 36,720人 | 36,651人 | 36,515人 | 35,835人 | 35,543人 |
| 給水域内人口 | 36,919人 | 36,855人 | 36,721人 | 36,039人 | 36,007人 |
| 普及率 | 99.46% | 99.45% | 99.44% | 99.43% | 98.71% |
| 有収水量<br>(立方メートル) | 3,859,987 | 3,935,442 | 3,890,648 | 3,876,136 | 3,817,004 |

※普及率＝給水人口÷給水域内人口
※有収水量：料金計算の対象となった水量

| 項目 | 平成9年度末 | 平成10年度末 | 平成11年度末 | 平成12年度末 | 平成13年度末 |
|---|---|---|---|---|---|
| 職員数 | 26人 | 23人 | 22人 | 16人 | 15人 |

※嘱託職員を含む。

過去 10 年間の資本費の推移と全国平均値との比較

（単位:円）

| 年度 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 全国平均 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 資本費 | 80.02 | 80.02 | 78.09 | 77.07 | 70.08 | 69.03 | 68.00 | 68.02 | 67.02 | 67.03 | 99.01 |

※　資本費＝（減価償却費＋支払利息＋受水費中の資本費）÷有収水量
※　全国平均は「平成 12 年度水道事業経営指標」（平成 14 年 3 月総務省自治財政局公営企業経営企画室）の値を記載した。

① 過去 5 年間の財務諸表数値及び業務量等についての比較分析結果

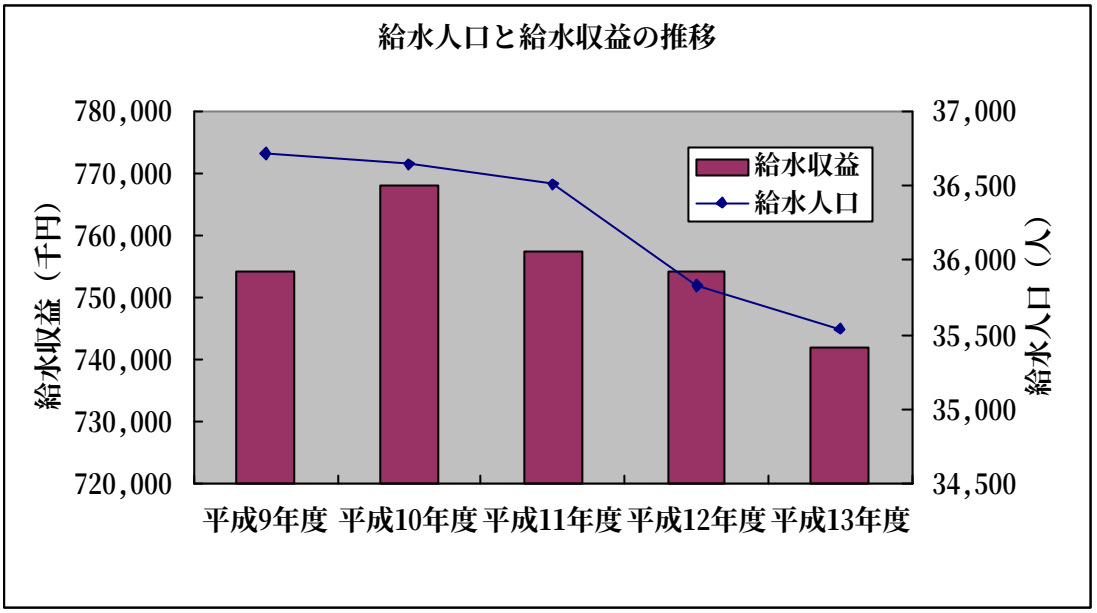


善通寺市は主だった産業がなく、過疎化がすすみ人口が減少している。そのため給水収益も、給水人口は減少したものの給水戸数が増加した平成 10 年度を除き、減少の一途をたどっている。

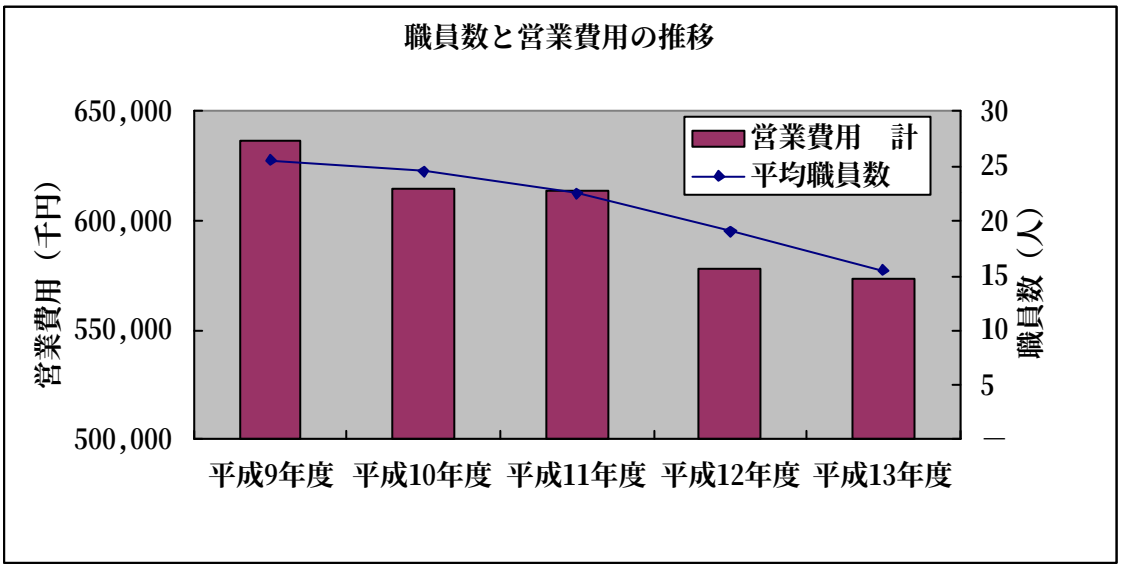


※平均職員数＝（前事業年度末職員数＋当事業年度末職員数）÷2

善通寺市では市長の強力なリーダーシップにより行政改革が進み、善通寺市水道局の職員数も年々減少させている。その結果、職員給与費は平成 9 年度には 243,308 千円を

計上していたが、平成 13 年度には 147,096 千円になり、96,211 千円（39.5%）の職員削減効果があった。それが奏効し、営業費用合計も減少している。

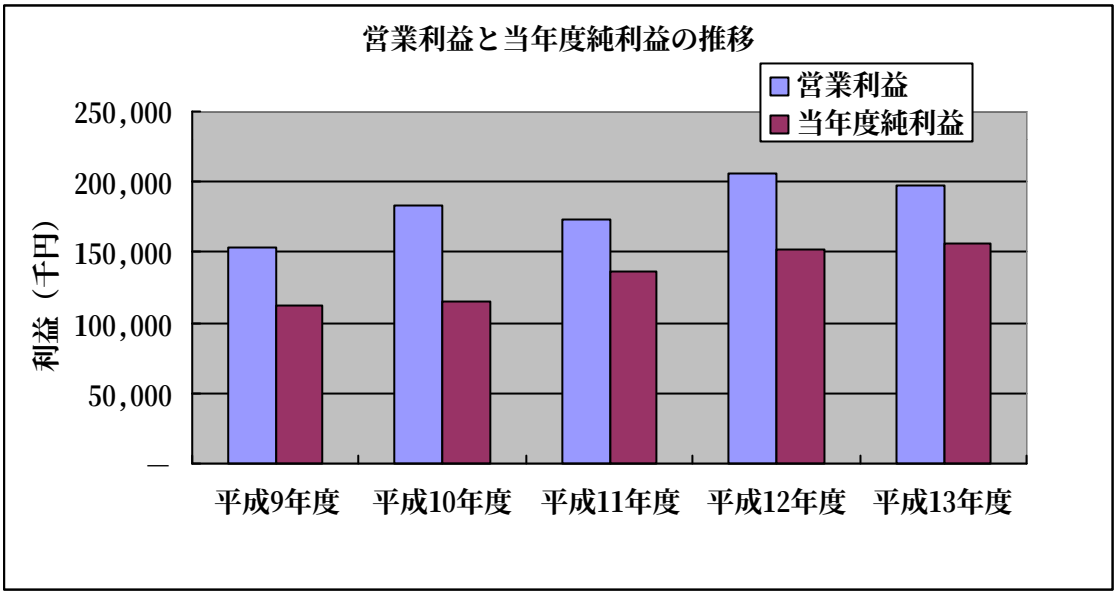


上記のとおり、善通寺市では給水人口が減少し、年々給水収益が低下しているにもかかわらず、職員給与費を中心とした経費削減に取り組んだ結果、毎事業年度、利益を計上している。しかし、依然として給水人口が減少傾向にあることと、これ以上の大幅な経費削減は相当困難と認められることから、先行きは楽観視できない。

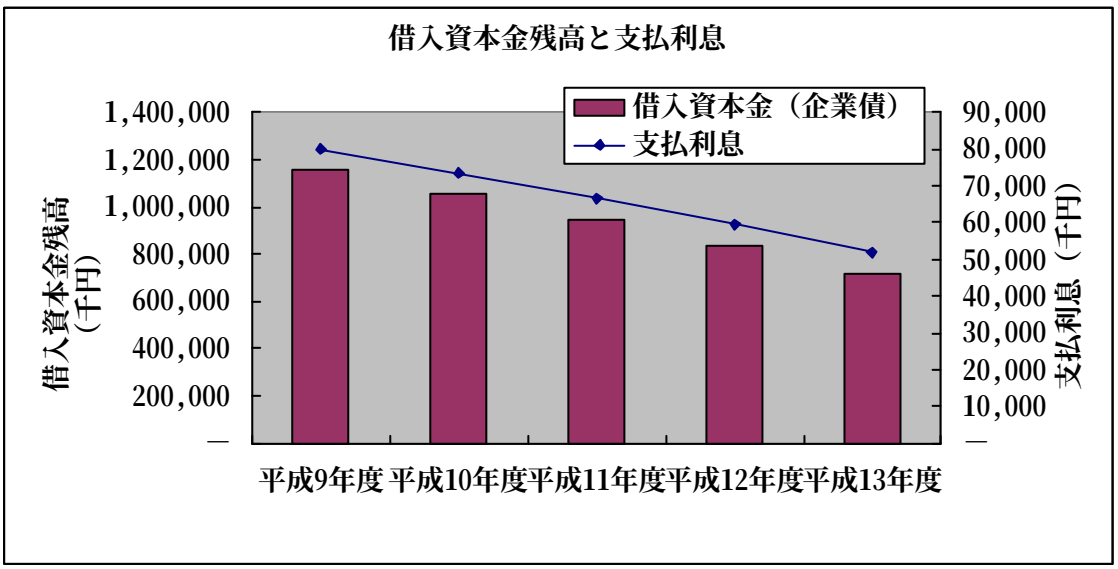


浄水場の建設費用等に充当したため昭和 54 年度末では 2,205,792 千円あった借入資

本金残高も、その後の利益による償還原資の確保により、順調に減少させてきた。同時にそのコストである支払利息も減少している。

また、借入資本金である企業債の利率は 6.05%から 7.70%と現状の金利水準と比較すると異常に高い数値である。しかし、その借入先が財務省又は公営企業金融公庫であるため、借換え及び繰上弁済には一定の基準が設けられる等厳しく制限されており、善通寺市水道局はその基準を満たさず、借換え及び繰上弁済をすることができない状況にある。

（注） 例えば、平成 14 年 4 月 19 日に総務省自治財政局公営企業課から公表された「平成 14 年度の公営企業借換債の取扱いについて（通知）」によれば、借換えの基準として平成 12 年度の有収水量 1 立方メートル当たりの資本費が 129 円以上、及び給水原価は 179 円以上であることが掲げられているが、善通寺市水道局は平成 12 年度の資本費が 67 円、給水原価は 162 円でいずれも該当しない。

(2) 過去５年間の経営諸比率の推移と分析結果

| | | 平成9年度 | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1.安全性 | | | | | | |
| | 固定資産構成比率 | 78.3% | 77.8% | 76.6% | 76.7% | 77.1% |
| | 固定負債構成比率 | 37.3% | 34.7% | 31.1% | 26.7% | 23.2% |
| | （企業債を除いた）自己資本構成比率 | 58.1% | 61.6% | 64.7% | 68.8% | 73.3% |
| | 固定資産対長期資本比率 | 82.1% | 80.8% | 79.9% | 80.3% | 79.9% |
| | 固定比率 | 134.7% | 126.3% | 118.4% | 111.5% | 105.2% |
| 2.流動性 | | | | | | |
| | 流動比率 | 473.4% | 611.7% | 563.6% | 518.9% | 655.2% |
| | 当座比率 | 434.4% | 562.9% | 516.2% | 463.7% | 599.5% |
| | 現金比率 | 374.6% | 454.7% | 431.7% | 381.9% | 485.8% |
| | 流動資産回転率 | 0.97回 | 0.97回 | 0.89回 | 0.83回 | 0.80回 |
| 3.収益性 | | | | | | |
| | 経常収支比率 | 116.0% | 117.0% | 120.4% | 124.5% | 124.8% |
| | 自己資本回転率 | 0.38回 | 0.35回 | 0.32回 | 0.29回 | 0.26回 |
| 4.企業債に関する比率 | | | | | | |
| | 利子負担率 | 6.9% | 7.0% | 7.0% | 7.1% | 7.3% |
| | 企業債元金償還金対償還財源比率 | 38.7% | 39.5% | 37.4% | 37.0% | 38.4% |
| | 企業債利息対営業収益比率 | 10.1% | 9.2% | 8.5% | 7.6% | 6.7% |
| | 企業債元利償還金対営業収益比率 | 22.5% | 22.2% | 22.2% | 22.1% | 22.4% |
| 5.料金に関する指標 | | | | | | |
| | 給水原価 | 183.2円 | 172.7円 | 173.2円 | 162.7円 | 162.9円 |
| | 供給単価 | 195.4円 | 195.2円 | 194.7円 | 194.6円 | 194.4円 |
| | 料金回収率 | 106.6% | 113.0% | 112.5% | 119.6% | 119.3% |
| 6.職員一人当たりの指標 | | | | | | |
| | 職員一人当たり給水人口 | 1,412人 | 1,594人 | 1,660人 | 2,240人 | 2,370人 |
| | 職員一人当たり営業収益 | 30,962千円 | 32,605千円 | 35,016千円 | 41,248千円 | 49,729千円 |
| | 職員一人当たり給水収益 | 29,580千円 | 31,350千円 | 33,670千円 | 39,691千円 | 47,878千円 |

※各経営諸比率の算定方法

1.安全性

固定資産構成比率＝固定資産÷資産合計

固定負債構成比率＝（固定負債＋借入資本金）÷負債資本合計

（企業債を除いた）自己資本構成比率＝（自己資本金＋剰余金）÷負債資本合計

固定資産対長期資本比率＝固定資産÷（固定負債＋資本金＋剰余金）

固定比率＝固定資産÷（自己資本金＋剰余金）

2.流動性

流動比率＝流動資産÷流動負債

当座比率＝（現金預金＋未収金）÷流動負債

現金比率＝現金預金÷流動負債

流動資産回転率＝（営業収益-受託工事収益）÷｛(期首流動資産＋期末流動資産）÷2｝

3.収益性

経常収支比率＝（営業収益＋営業外収益）÷（営業費用＋営業外費用）

自己資本回転率＝（営業収益－受託工事収益）÷｛(期首自己資本＋期首剰余金＋期末自己資本＋期末剰余金）÷2｝

4.企業債に関する比率

利子負担率＝企業債利息及び取扱諸費÷（企業債＋借入金＋借入資本金）

企業債元金償還金対償還財源比率＝当年度企業債償還額÷（減価償却費＋当年度純利益）

企業債利息対営業収益比率＝企業債利息÷営業収益

企業債元利償還金対営業収益比率＝（企業債元金償還金＋企業債利息及び取扱諸費）÷営業収益

5.料金に関する指標

給水原価＝（経常費用-受託工事費等）÷有収水量

供給単価＝給水収益÷有収水量

料金回収率＝供給単価÷給水原価

6.職員一人当たりの指標

職員一人当たり給水人口＝給水人口÷期末職員数

職員一人当たり営業収益＝営業収益÷｛(期首職員数＋期末職員数）÷2｝

職員一人当たり給水収益＝給水収益÷｛(期首職員数＋期末職員数）÷2｝

（安全性）

いずれの値も問題視すべきレベルにはない。

特に、固定比率については、着実な利益の計上により、安全性が十分に高いと判断される 100%に近づいている。

（流動性）

潤沢な現金預金を保有しており、問題はない。

（収益性）

経常収支比率は利益体質にあり、十分に高い値と評価される。

自己資本回転率が 0.26 回転と不効率な値であるが、水道事業は装置産業であり、1 回転未満に止まることもやむを得ないと思われる。

後ほど「(3) 近隣市との経営諸数値の比較」で算出している全国平均 0.22 回との比較では、効率的な水準と評価される。

（企業債に関する比率）

償還財源比率については、全く不安のない値である。

利子負担率をはじめ、利息関係比率が高いが、企業債の内容が前述「(1)③ 業務量等の推移」のとおりの政府関係の制度融資であり、当面の改善は困難である。

（料金に関する指標）

給水原価は、人件費の削減効果等もあり、徐々に下がっている。

一方、供給単価は据置いているため、料金回収率は向上しつつあり、全国平均との比較では十分に高い水準にある。

（職員一人あたりの指標）

職員数の削減により、いずれの指標も大幅に改善し、全国平均のレベルに到達した。

（グラフによる分析）

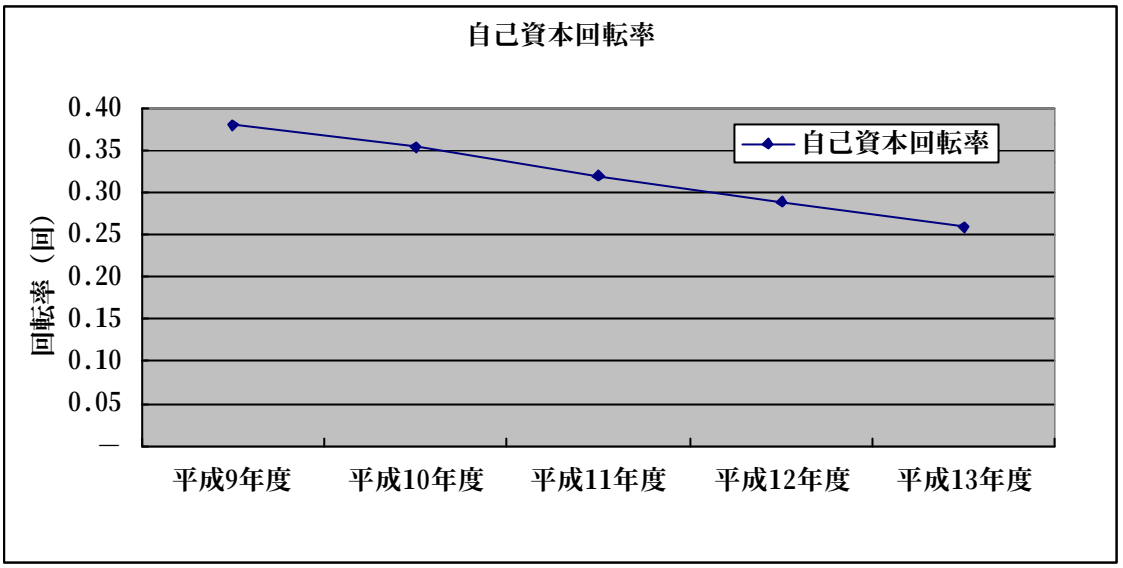


収益性の指標である自己資本回転率が低下傾向にあるのは、給水人口が年々減少し、給水収益も減少しているためである。

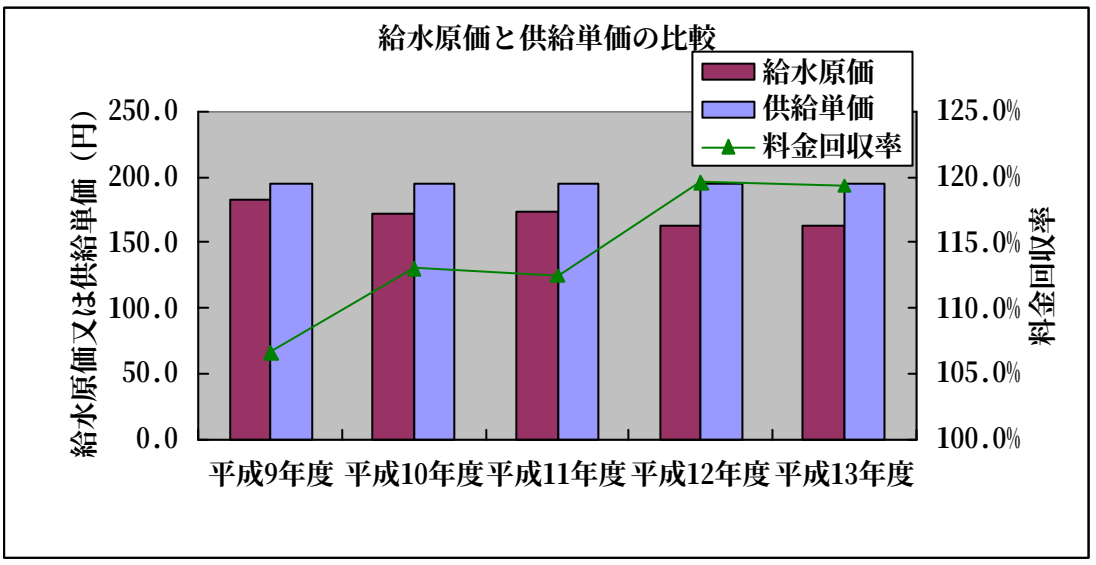


善通寺市水道局では、供給単価が給水原価を上回る状態が続いている。さらに、料金回収率は職員給与費を中心とした経費削減の結果、119.3%まで向上した。

(3) 近隣市との経営諸数値の比較

| | 善通寺市 | 丸亀市 | 坂出市 | 観音寺市 | 高松市 | 全国平均 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 固定資産構成比率 | 76.7% | 84.0% | 90.2% | 77.7% | 89.7% | 90.8% |
| 固定負債構成比率 | 26.7% | 41.2% | 66.9% | 33.1% | 46.8% | 46.6% |
| （企業債を除いた）自己資本構成比率 | 68.8% | 55.9% | 30.2% | 64.3% | 50.2% | 51.8% |
| 固定資産対長期資本比率 | 80.3% | 86.5% | 92.9% | 79.8% | 92.5% | 92.4% |
| 固定比率 | 111.5% | 150.3% | 299.0% | 120.8% | 178.7% | 175.5% |
| 流動比率 | 518.9% | 554.6% | 337.1% | 856.6% | 347.4% | 552.9% |
| 当座比率 | 463.7% | 553.6% | 317.9% | 848.1% | 338.7% | 540.8% |
| 流動資産回転率 | 0.83回 | 0.75回 | 2.93回 | 0.95回 | 1.89回 | 1.23回 |
| 自己資本回転率 | 0.29回 | 0.20回 | 0.86回 | 0.31回 | 0.39回 | 0.22回 |
| 利子負担率 | 7.1% | 4.4% | 4.6% | 5.7% | 5.2% | 4.8% |
| 企業債元金償還金対償還財源比率 | 37.0% | 50.5% | 60.6% | 22.2% | 45.9% | |
| 企業債利息対営業収益比率 | 7.6% | 16.2% | 11.5% | 8.9% | 12.9% | |
| 企業債元利償還金対営業収益比率 | 22.1% | 31.5% | 21.2% | 17.0% | 26.2% | |
| | | | | | | |
| 有収水量（立方メートル） | 3,876,136 | 11,719,372 | 8,251,787 | 5,697,507 | 41,375,623 | 3,210,000 |
| 給水原価 | 162.7円 | 144.5円 | 185.0円 | 165.7円 | 150.6円 | 178.9円 |
| 供給単価 | 194.6円 | 156.8円 | 185.3円 | 204.6円 | 168.8円 | 182.2円 |
| 料金回収率 | 119.6% | 108.5% | 100.2% | 123.4% | 112.1% | 101.8% |
| | | | | | | |
| 給水人口 | 35,835人 | 79,999人 | 60,878人 | 44,077人 | 326,322人 | |
| 年度末職員数 | 16人 | 50人 | 47人 | 26人 | 180人 | |
| 職員一人当たり給水人口 | 2,240人 | 1,600人 | 1,295人 | 1,695人 | 1,813人 | 2,075人 |
| 職員一人当たり営業収益 | 41,248千円 | 36,744千円 | 33,100千円 | 45,454千円 | 39,233千円 | 45,811千円 |
| 職員一人当たり給水収益 | 39,691千円 | 36,031千円 | 32,532千円 | 43,985千円 | 38,795千円 | 44,332千円 |
| | | | | | | |
| 1ヶ月20立方ﾒｰﾄﾙ当たり家庭用料金 | 3,510円 | 2,520円 | 3,150円 | 3,664円 | 2,835円 | 3,328円 |

※　近隣市町村との比較は、平成 12 年度の水道事業会計決算書に基づいて実施した。
※　全国平均は「平成 12 年度水道事業経営指標」（平成 14 年 3 月総務省自治財政局公営企業経営企画室）の値を記載した。
※　1 ヶ月 20 立方ﾒｰﾄﾙ当たり家庭用料金は消費税及び地方消費税込みの料金である。

前述したとおり、善通寺市では順調に借入資本金残高を減少させてきたために、固定負債構成比率は近隣の市及び全国平均と比較して著しく低い値になっており、逆に自己資本構成比率は比較的高い値になっている。両比率とも、問題ない。

固定比率も、近隣の市及び全国平均と比較して著しく低い値になっており、固定資産がほぼ自己資本で賄えていることから問題ない。

また、料金に関する指標ついてグラフを利用して近隣の市と比較すると、次のとおりである。

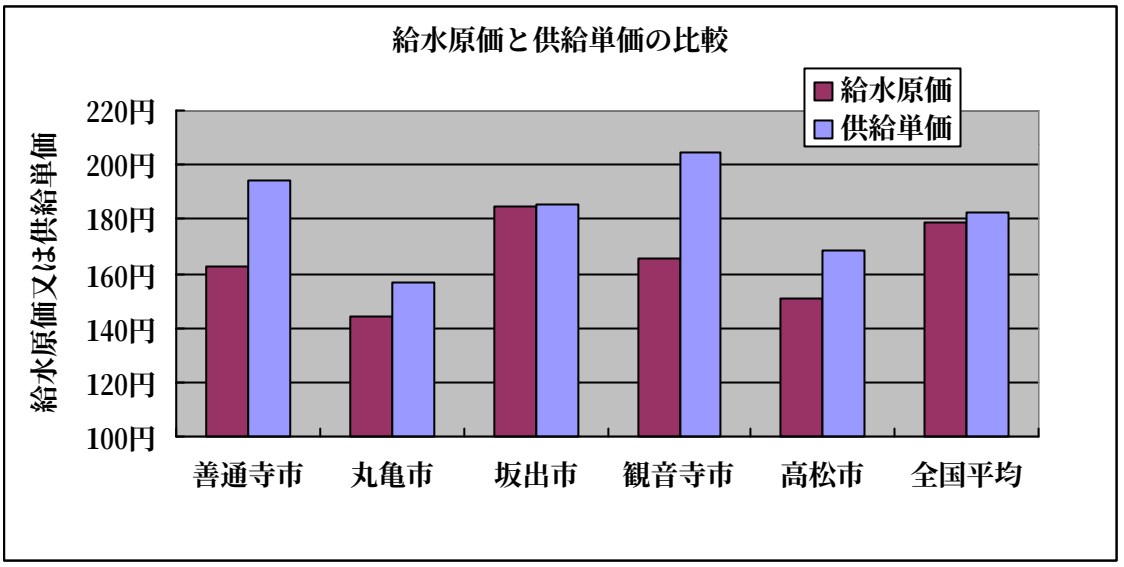


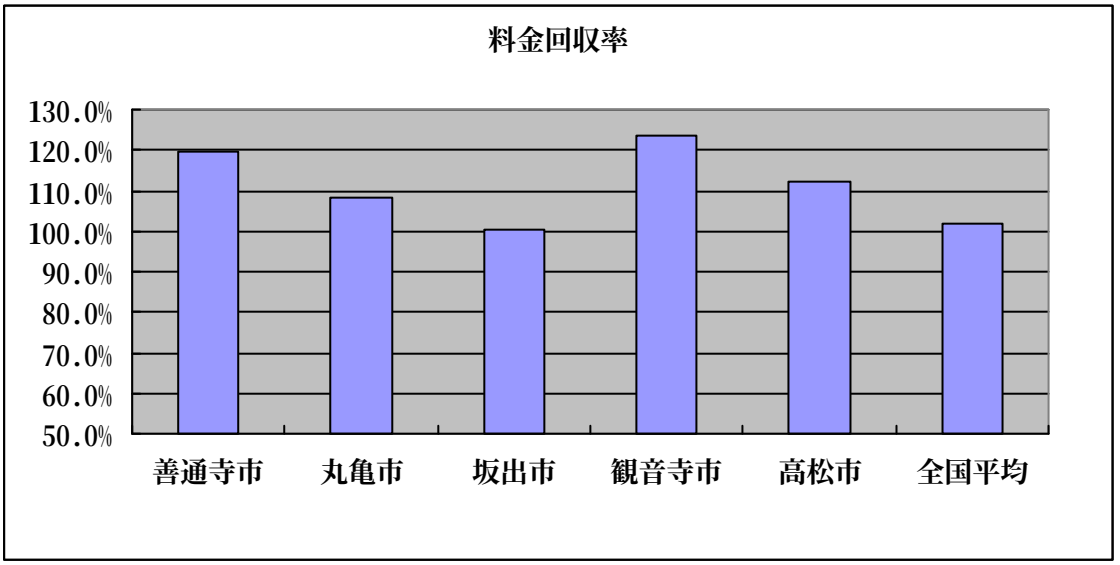


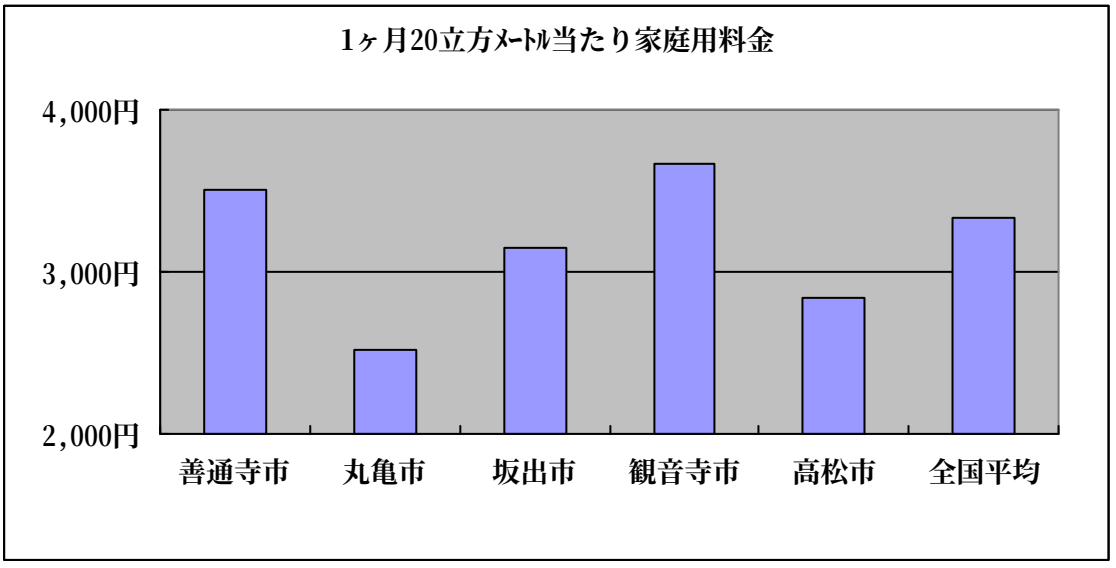

善通寺市においては、1ヶ月20立方メートル当たりの家庭用水道料金は3,510円と近隣の市と比較して高く、全国平均値と比較しても高い。また、先述したとおり職員給与費を中心とした経費削減により、給水原価は全国平均値を下回っている。その結果、料金回収率は119.6%を達成している。

以上の経営分析の結果、善通寺市水道局は人件費削減効果等により収益性、安全性とも高い状況にある。また、財務諸表数値を比較分析し、水道事業会計決算書の附属書類及び総勘定元帳を査閲した結果、地方公営企業法に準拠していない一般会計等他の会計からの繰入金はなく、受益者負担による独立採算制が達成できていると判断した。

ただし、機械及び装置の償却累計率(注)が80%に迫っていることから考えると、第13.特定の事件（テーマ）を選定した理由において記載したとおり、浄水場の電気設備等の老朽化が進んで、設備更新が必要な時期が近づいていると懸念される。

（注）償却累計率＝減価償却累計額÷取得価額

## 2. 入札及び契約制度について

平成 13 年度に竣工した工事のうち、工事金額が 10,000 千円を超えるもの 6 件について証憑突合、質問等により準拠性及び現行体制における内部統制の妥当性を検証した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

ただし、効率性の観点から以下を意見として記載する。

### (1) 下水道管渠布設工事に伴う水道管移設工事の効率的な実施について（意見）

下水道管渠布設工事のために既設の上水道管を移設する工事が昨今、増えており、平成 13 年度に竣工した工事全体の契約金額 269,832 千円のうち同移設工事の契約金額は 106,831 千円で約 40%を占めている。下水道管渠布設工事は国の補助金対象事業になっており、補助金の交付を申請する際に下水道管渠布設工事のみの契約書等を国に提出することが求められるため、善通寺市では下水道管渠布設工事とそれに伴う水道管移設工事は、その両工事が同一地区をほぼ同一の期間にわたって施工されるにもかかわらず、別々に入札し、契約している。その結果、平成 13 年度に竣工した下水道管渠布設工事に伴う上水道管移設工事 20 件、契約金額計 106,831 千円のうち、7 件、契約金額計 24,360 千円の工事は下水道管渠布設工事を契約した工事業者とは異なる工事業者と契約した。

同一地区をほぼ同一の期間にわたって施行する下水道管渠布設工事と、それに伴う水道管移設工事を複数の異なる工事業者が施行すれば、作業に無駄が生じ、契約金額の高騰、工事期間の長期化を招く恐れが高いと考えられる。

したがって、両工事を一つの工事として入札し、同一の工事業者と契約することが望まれる。

ただし、この場合、補助金の申請に際しては下水道管渠布設工事部分の契約金額を合理的に算定した資料を作成し、国土交通省に提出することになるが、この方法で契約された下水道管渠布設工事が、国に対する補助金交付の申請上、問題がないかどうかは国に確認する必要がある。しかし、国に対する補助金交付申請における形式的な要件のために、工事施行の不効率を招き、契約金額が高騰して自治体住民の負担が増すのであれば、これは本末転倒であると言わざるを得ず、国の公正な判断を期待する。

なお、国サイドがどうしても別々の契約書を要求する場合は、業者との工事代金の値決めは両工事を合算して決定し、決定金額を 2 本の契約書に分割するよう、工事業者に

**申し入れるべきであろう。**

3．料金等の徴収と債権管理について

水道料金は、月1回の検針データ（平成13年度実績で毎月約13,000件）に基づいて計算し、徴収されている。また、未収債権は毎年度、「長期滞納者一覧表」を作成するとともに、「善通寺市水道料金等滞納整理事務取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）に従って滞納者に対する連絡、訪問及び回収の履歴を「滞納整理カード」に記入することにより管理されている。

平成14年3月末現在の未収給水収益、すなわち水道料金の未収額は112,836千円であり、内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

| | |
|---|---|
| 平成14年3月分（翌月入金予定） | 56,323 |
| 上記を除く当年度発生の未収金 | 17,763 |
| 過年度発生の未収金 | 38,748 |
| 計 | 112,836 |

また、過去5年間の過年度発生未収金及びこれの不納欠損処理額等の推移は次のとおりである。

（単位:千円）

| 項目 | 平成9年度 | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 給水収益 | 754,295 | 768,072 | 757,581 | 754,131 | 742,111 |
| 未収給水収益 | 97,135 | 102,810 | 115,159 | 119,400 | 112,836 |
| 上記のうち過年度発生未収金 | 25,159 | 28,138 | 32,722 | 40,526 | 38,748 |
| 不納欠損処理額 | 1,567 | 1,485 | 2,482 | 3,694 | 5,055 |
| 徴収率 | 97.94% | 97.87% | 96.97% | 97.16% | 97.54% |

※徴収率＝収入額÷調定額
つまり、収入すべき金額（調定額）のうち、実際に収入できた金額（収入額）の割合である。

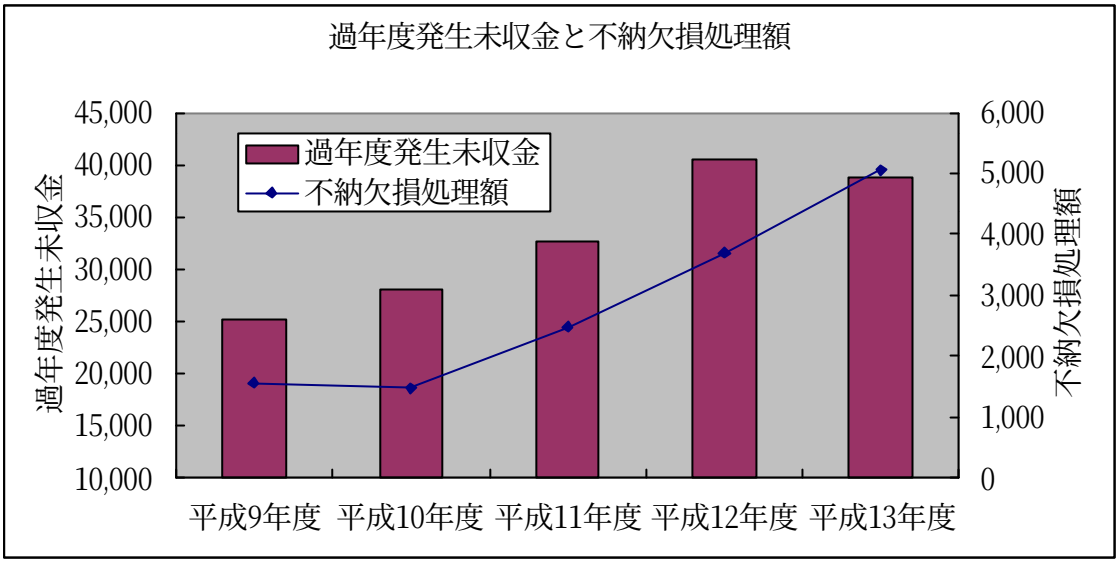


過年度発生未収金は、景気が低迷し善通寺市内でも法人破産及び個人破産件数が増加している影響等もあって、ここ数年増加傾向にあり、不納欠損処理額も同様に増加傾向にある。

したがって、料金の徴収及び債権管理の状況について関係資料を査閲するとともに、必要に応じて証憑突合及び質問を実施し、業務遂行に係る準拠性を検証した。その結果、下記事項を除いて指摘すべき事項は発見されなかった。

(1) 債権管理資料の不備（指摘事項）

平成 13 年 12 月末現在の長期滞納者のうち多額滞納者 8 債務者について、その滞留債権の管理状況を査閲したところ、滞留債権額が 7,284 千円と最も大きい法人 A 社及び 1,137 千円と二番目に大きい法人 B 社について、取扱要綱第 3 条に規定する「滞納整理カード」が作成されていないことが判明した。

滞留債権管理に関する資料は、将来裁判資料となる可能性もあるため、金額的に重要な債権については必ず作成するとともに、その保管には特に注意すべきである。

また、善通寺市水道事業職務権限規程（以下、「職務権限規程」という。）別表第 2（第 2 条第 2 項関係）「個別権限事項表」によれば、滞納整理は水道課長、未収金の督促は水道局長の決定権限となっている。上記の管理資料の不備は、滞留債権の管理資料を回収担当者の上位意思決定者である水道局長及び水道課長が定期的に査閲・検討すべ

きことを規程化していなかったことが原因の一つと考えられる。滞留債権はここ数年、増加傾向にあり、その管理は水道事業のますます重要な業務の一つとなりつつあるため、発生の経緯及び現状について上位者に定期的に報告すべきことを規程化するとともに、実行すべきである。

(2) 時効中断の不適用（指摘事項）

過年度発生の未収金については、前述した債権管理を実施し、滞納者に対して回収努力を行うものの、事業年度末現在で発生から 5 年経過したものは法第 236 条第 1 項を準用して一律に不納欠損処理している。

しかし、未収債権発生後に取扱要綱第 3 条に規定する「誓約書」を提出させた滞納者に対する債権については、民法第 147 条第 3 号に規定する「承認」を得ているため時効が中断している。また、法第 236 条第 4 項には「法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第 153 条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。」と規定されているため、取扱要綱第 5 条に規定する「督促状」を送付した滞納者についても時効が中断しているといえる。したがって、未収債権の消滅時効を適切に管理し、債権発生から 5 年が経過したとしても、一律に不納欠損処理して債権回収を諦めるべきではない。一方、債務者の資産状況、支払能力等からみて、回収できないことが明らかになった場合には、5 年未経過でも不納欠損処理すべきであり、その判断の客観的な基準を規定し、これに基づき責任者が判断を下した上で処理すべきである。

(3) 滞留債権の回収戦略（意見）

未収債権回収、特に滞留債権の回収は、債務者の誠意ある態度を信頼して、その履行を待っているだけでは実効性に乏しい。効果的、効率的に回収を図るためには、債務者の業務内容、取引規模、資力等を分析し、回収手段を選択、実行することが重要である。このため、下記①の債権の現況、②の債務者の現況も「滞納整理カード」の記載事項として追加し、③に意を払いながら滞留債権回収に努めることが望まれる。

① 債権の現況を把握すること

現時点での債務者に対する債権は具体的にいくらか、いつ発生したものか、今後発生しうる債権の存否、金額及び内訳も確かめるべきである。

② 債務者の現況を把握すること

債務者の資産内容や、債務者がどのような行動をとっているか、破産手続に及ぶ予定なのか、所在不明となる可能性は高いか等の情報収集が必要である。

③ 効果的な手段を選択し、相応な手段による時期に適した方法を用いること

債務者の対応や努力を見据えて、時期が熟したとみたときに必要な手段を実行する。損害を拡大させないことを最終命題に置きつつ、拙速はかえって最高の策ではないことも考慮する。

## 4. 業務委託管理について

善通寺市水道局は、人件費の削減や専門的な知識及び技術の利用等を目的として、水道料金の検針及び料金徴収業務、浄水場の運転管理及び保守点検業務、工事設計業務等を民間に委託している。

委託業者の選定方法と委託料決定に関する内部統制の妥当性について、伺書及び業務委託契約書の査閲、質問により検証した結果、指摘すべき事項は発見されなかった。

ただし、効率性の観点から以下を意見として記載する。

### (1) 検針委託業務及び料金徴収業務の隔月化（意見）

検針業務は、現在、5 名の外部委託者と 1 名の職員により毎月、実施されている。また、料金徴収業務は、個人別の口座振替額を記録したマイクロテープを金融機関へ送付する等の一部の作業を善通寺市、丸亀市、多度津町、琴平町、満濃町、仲南町、琴南町、飯山町、綾歌町の 2 市 7 町で組織された中讃広域行政事務組合で運営する情報センターに委託している。

これら業務委託の内容を見直し、その頻度を高松市等、他の自治体に倣って 2 ヶ月に 1 回にすることにより、下記のとおりの費用の低減が期待できる。

① 現在の検針業務委託料は年間 10,738 千円が支払われているが、これが約半額になることが期待できる。

② 金融機関に支払っている自動引落しの手数料（銀行 1 件 5 円、郵便局 1 件 10 円）の年間合計 845 千円も約半額に低減することが期待できる。

一方、現在、毎月実施している検針業務及び料金徴収業務を 2 ヶ月に 1 回にすることにより、下記の点が懸念される。

① 水道料金を徴収する間隔が長くなることにより、債権の滞留リスクが増大する。

② 検針員による水漏れの発見が遅れる可能性がある。

ただし、これら懸念事項のうち、債権の滞留リスクの増大については別途、「3.料金等の徴収と債権管理について」のところで記載したとおり滞留債権の回収努力を適切に実施すれば防ぐことができると考える。いずれにしても、年間約 500 万円のコス

**トダウンのメリットが期待できるため、是非、検針業務及び料金徴収業務の隔月化を検討されたい。**

**5. 金銭管理について**

**金銭出納業務に関して、証憑突合、実査及び質問により準拠性を検証した結果、指摘すべき事項は発見されなかった。**

## 6. 有形固定資産管理について

浄水場を視察し、有形固定資産の一部について「減価償却明細表」と現物を突合することにより、遊休資産の有無を調査した。また、「減価償却明細表」を査閲して、減価償却が所定の方法に準拠して実施されているかどうかを検討した。その結果、遊休資産は無いことが判明したものの、下記の指摘すべき事項が発見された。

### (1) 特別償却の計上漏れ（指摘事項）

会計規程第 80 条に「償却資産のうち直接その営業の用に供する次に掲げる資産の各事業年度の減価償却額は、地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき算出した金額に、当該金額の 100 分の 50 の率を乗じて算出した金額を加えた金額とする。」と規定し、その第 4 号でポンプ設備を列挙して、当該償却資産について特別償却を実施することを要求している。

しかし、一部のポンプ設備について固定資産システムへの入力ミスが原因で特別償却が実施されてなく、平成 14 年 3 月末現在、398 千円の償却不足になっている。

### (2) 取替法の不適合（指摘事項）

会計規程第 79 条に「有形固定資産のうち、量水器及び配水管（口径 50 ミリメートル以下のものに限る。）は、取替資産として経理するものとする。」と規定されているが、善通寺市水道局では量水器については取替法を採用しているものの、口径 50 ミリメートル以下の配水管については、従来から特に理由もなく、会計規程に反して取替法を採用せず、他の固定資産と同様に定額法による減価償却を実施している。

取替法の定義として地方公営企業法施行規則第 2 条第 8 号に「当該固定資産の帳簿原価の 100 分の 50 に達するまで定額法又は定率法により算出した減価償却額を各事業年度の費用とするとともに、当該固定資産が使用に耐えなくなったためこれに代えて種類及び品質を同じくするこれに代る新たな資産と取り替えた場合において、その新たな資産の取得の価額をその取り替えた事業年度の費用に算入する方法をいう。」と規定されている。また、この取替法が適用できる資産を取替資産と言い、同施行規則第 2 条第 5 号に「一定の資産が多量に同一の目的のために使用される固定資産で毎事業年度使用に

耐えなくなったこれらの資産の一部がほぼ同じ数量ずつ取り替えられるものをいう。」と規定されている。

要するに、取替法とは、正規の減価償却の実施が煩雑な金額的にも重要性の乏しい資産につき、簡便的に認められる方法である。

善通寺市水道局においては、口径 50 ミリメートル以下の配水管は頻繁に交換されるものではなく、正規の減価償却の実施が可能であるため、結果的により正しい会計処理になっている。したがって、むしろ会計規程第 79 条を改正し、取替資産として経理する対象資産から口径 50 ミリメートル以下の配水管を除くことが望ましいと考える。

7. 貯蔵品管理について

総勘定元帳から貯蔵品の購入取引を任意に 5 件抽出し、証憑突合、質問により、その取引が所定の手続に準拠しているかどうか検討した。さらに、補修用材料及び量水器が保管されている倉庫を視察し、その一部について「在庫一覧表」と突合した。その結果、下記事項を除いて指摘すべき事項は発見されなかった。

(1) 出庫伝票の起票漏れ（指摘事項）

補修用材料及び量水器について「在庫一覧表」からサンプルを任意に抽出し、倉庫に保管されている現物と突合したところ、実在庫が帳簿在庫と比較して不足しているものが散見された。

そこで、貯蔵品在庫について平成 14 年 7 月 31 日を基準日とし、平成 14 年 8 月 1 日午前 8 時 30 分から実地棚卸を実施した。その結果、帳簿在庫が実在庫に比し 1,101 千円過大に計上されていることが判明した。

これは、在庫管理の責任の所在が明確でないため、修繕現場で使用された資材について出庫伝票の起票を失念してもチェックがかからず、資材管理システム上では出庫処理されなかったことが原因と推測される。なお、毎事業年度末に実地棚卸が実施されているにもかかわらず、上記の差異が発見されなかった理由は、下記の「(2) 実地棚卸の問題点」に記載のとおり実地棚卸の実施手順に問題があるためである。

今後は、在庫管理責任者を選任し、出庫伝票の承認を行うとともに、出庫伝票の起票漏れの防止につき責任をもって対処させるべきである。

(2) 実地棚卸の問題点（指摘事項）

実地棚卸については、会計規程第 56 条第 1 項に「水道局長は、毎事業年度末実地たな卸を行わなければならない。」、第 57 条に「(前略) 実地たな卸を行う場合は、水道局長は、管理者の指定するたな卸資産の受払に関係のない職員を立ち会わさなければならない。」、第 58 条第 1 項に「水道局長は実地たな卸を行った結果を、(中略) たな卸表を添えて、管理者に報告しなければならない。」と規定されている。

しかし、善通寺市水道局では実地棚卸の方法として、帳簿上の在庫数と実在庫数を照合する方法を採用していたため、事業年度末である 3 月 31 日には実地棚卸を行わず、3

月分のすべての入出庫データが資材管理システムに入力されるのを待って、事業年度末を 1 ヶ月程度経過してから実地棚卸を実施している。これでは、実在庫数が既に変動しているため、正確な実地棚卸は到底不可能である。また、実地棚卸において水道事業管理者が指定するたな卸資産の受払に関係のない職員の立会は行われてなく、さらに、水道事業管理者に対する実地棚卸結果の報告も実施していない。

これらの不備事項を改善し、会計規程に従った正確な実地棚卸を実施するには、下記に紹介する「棚卸票」方式により実施することが適当と判断するため、その採用が望まれる。

① 実地棚卸の準備手続、カウント方法及び棚卸票の作成要領等、実地棚卸実施上の注意事項が漏れなく記載された「実地棚卸実施要領」を作成する。

② 予め一連番号を付した「棚卸票」を準備する。その配布・使用・書損じ及び未使用の枚数及び番号を記入する「棚卸票管理表」を準備する。

③ カウントを効率的、かつ正確に実施できるようにするために、倉庫を事前に整理整頓する。その際、外部からの預り品、空き箱等は、水道局所有品と明確に区分するとともに「棚卸除外品」札を貼付ける。

④ 棚卸実施者は 1 チーム、読上者及び記入者の 2 名で構成する。

⑤ 棚卸実施中に破損、陳腐化等の不良品、規格外等で使用見込みのないものを発見した場合には、「棚卸票」の備考欄にその旨を記載するとともに、他の正常品と区分する。

⑥ 立会人は、サンプルベースでカウントの正確性を検証する。

⑦ すべての現品に「棚卸票」を貼付けした後、立会人がその網羅性を点検して、回収を指示する。

⑧ 「棚卸票」を集計して「棚卸集計表」を作成する。資材管理システムの帳簿在庫数と比較して差異を算出し、差異の原因を調査する。必要があれば実地棚卸を再実施する。「実地棚卸結果報告書」に実地棚卸在庫金額、帳簿在庫金額、差異数及び差異金額、差異の発生原因とその対策等を記載し、水道事業管理者に報告する。

⑨ 水道事業管理者の承認を受けて、実在庫数と帳簿在庫数の差異については、入出

庫伝票を起票し、資材管理システムの帳簿在庫数を実在庫数に合致させる。

「棚卸票」の例

棚　卸　票

No.　1

コード　　平成14年3月末

資材名

読上者

規格

（単　位）

数量　　（　　）　記入者

備考　不良品

使用見込なし　検査者

滞留品

※該当するものがあれば、○で囲む。

「棚卸除外品」札の例

棚卸除外品

預り品

不良品

使用見込みなし

その他（　　）

※該当するものを、○で囲む。

「棚卸票管理表」の例

棚卸票管理表

平成14年3月末

| 棚卸場所 | 棚卸区画 | 担当者 | | | 配布 | | 回収 | | | | 差異 | 検査印 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 読上者 | 記入者 | 検査者 | No. | 枚数① | 使用 | 記入綴り | 未使用 | 合計② | ①−② | |
| | | | | | ～ | | | | | | | |
| | | | | | ～ | | | | | | | |
| | | | | | ～ | | | | | | | |
| | | | | | ～ | | | | | | | |
| | | | | | ～ | | | | | | | |

記入者　　印

立会者　　印

なお、平成 14 年 7 月 31 日を基準日として平成 14 年 8 月 1 日午前 8 時 30 分から実施した実地棚卸は、外部監査人の指示のもと、上記の「棚卸票」方式により実施した。

(3) 在庫の保管状況（意見）

貯蔵品倉庫における貯蔵品の保管状況を観察したところ、同一規格の資材が離れた場所に保管されている等、整理整頓されていなかった。また、資材の名称及び規格を記載したものが添付されてなく、現物の資材名及び規格の判断が困難であった。その結果、平成 14 年 8 月 1 日の実地棚卸時に「棚卸票」を集計して「棚卸集計表」を作成する際、資材名と規格から資材コードを割当てることに多大な時間を要した。

日々の入出庫を先入先出法に基づきスムーズに実施し、かつ実地棚卸を効率的かつ正確に実施するため、資材コード、資材名及び規格を記載したものを棚又は資材を保管している箱に添付するとともに、同一規格の資材をまとめて、常に倉庫を整理整頓することが必要と判断する。

(4) 使用見込みのない資材在庫（指摘事項）

平成 14 年 8 月 1 日に実施した実地棚卸の際、規格外等の理由で、使用見込みのない資材が散見された。実地棚卸結果に基づいて、その品目数及び金額を集計したところ、使用見込みのない資材は平成 14 年 7 月末現在で 39 品目、264 千円にのぼることが判明した。会計規程第 54 条第 1 項に「水道局長は、たな卸資産のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものを不用品として整理し、管理者の決裁を経て、これを売却しなければならない。ただし、買受人がないもの又は売却価額が売却に要する費用の額に達しないものその他売却することが不適当と認められるものについては、管理者の決裁を経て、これを廃棄することができる。」と規定されており、不用品については原則として売却が要求されている。しかし、善通寺市水道局では過去の実地棚卸時等に不用品を整理し、その売却を実施又は検討した経緯はない。

当該使用見込みのない資材は、早急に売却処分すべきである。

また、今後は、在庫管理責任者を選任して、あるべき在庫数を過年度の払出状況や今後の使用計画等から算出し、資材の発注量を必要最少限とすること、実地棚卸時に使用見込みのない資材を発見し早期に売却処分することにより、使用見込みのない資材在庫の発生を抑制すべきである。

なお、在庫管理上は当該使用見込みのない資材は処分可能価額まで評価減すべきであるが、保守的な会計処理として備忘価額 1 円を残した額を資産減耗費として計上することも認められると考える。

(5) 中古量水器在庫の含み損（意見）

使用している量水器を取り外して中古品として受け入れたものは、受入時の帳簿価額で貯蔵品在庫として資材管理システムに入庫処理されるが、その後、新品の量水器を納入業者から購入する際に下取りに出している。

平成 14 年 3 月末現在、貯蔵品在庫として保有している中古の量水器について、中古量水器の下取り価額の「見積書」を入手したところ、期末在庫金額 351 千円に対し見積額 174 千円で、177 千円の含み損を抱えていることが判明した。

処分可能価額は帳簿価額から著しく下落しており回復不能であると判断されるため、決算処理として評価損 177 千円を計上し、帳簿価額 351 千円を処分可能価額 174 千円まで切下げる必要がある。

なお、このように含み損を抱えることとなった原因は、過去に受入れた量水器在庫が払出されずに長期間滞留してしまったため、その間に処分可能価額が下落したものと考えられる。したがって、中古量水器については、早急に業者に引き取ってもらうことが肝要である。それでもなお、貯蔵品在庫として残るものについては、毎年度末に購入業者から下取り価額の「見積書」を入手し、処分可能見込額が帳簿価額を著しく下回る状態となった場合には、評価損を計上することが必要である。

(6) 量水器の購入決裁権限誤り（指摘事項）

平成 13 年 5 月 31 日の量水器購入取引は、購入総額 2,036 千円（消費税等込）と 2,000 千円（消費税等込）を超えるため、職務権限規程　別表第 1（第 2 条第 1 項関係）「共通権限事項表」により水道事業管理者である善通寺市長の決裁を受けなければならないところ、水道局長の決裁までしか受けていなかった。

単純な職務権限規程の運用ミスであると考えられるため、今後は適切に運用されたい。

(7) 貯蔵品払出時の決裁権限規程の非現実性（指摘事項）

会計規程第 51 条は「水道局長は、たな卸資産を使用しようとする場合は、（中略）管理者の決裁を受けなければならない。」と規定し、水道事業管理者の決裁を受けることを要求している。しかし、善通寺市水道局では平成 13 年度中に払出された資材及び量水器等のたな卸資産について水道事業管理者である善通寺市長の決裁は受けていない。

**一方、職務権限規程　別表第 2（第 2 条第 2 項関係）「個別権限事項表」の「物品、資材、メーターの検収及び出納保管並びに修繕をすること。」の決裁権限は課長に委譲されており、会計規程第 51 条の規定とは整合していない。**

**資材、量水器等のたな卸資産の払出処理は経常的な取引であり、水道事業管理者の決裁を要するとした会計規程第 51 条の規定は現実的ではない。また比較的少額な取引であり、課長に権限委譲することに弊害はないと判断する。したがって、たな卸資産の管理に関する内部統制を現実的なものとするためには、会計規程第 51 条を改正し、たな卸資産の払出しに関する決裁権限者は課長として、職務権限規程と整合させることが望ましい。**

## 8. 会計処理について

「善通寺市水道事業会計決算書」の損益計算書、剰余金計算書及び貸借対照表、さらに総勘定元帳を査閲し、所定の基準に従って会計処理がなされているかどうかを検討した。特に引当金の計上基準の妥当性及び費用の発生主義の遵守について検討を加えた。その結果、下記事項を除いて指摘すべき事項はなかった。

### (1) 退職給与引当金の計上不足（指摘事項）

退職給与引当金は、決算年度末現在の退職金支給対象職員が全員退職したと仮定した場合の要支給額を計上しておくことが必要であるが、善通寺市水道局では、予算編成にあたり、11 月の在籍者について当年度末と翌年度末の退職金要支給額合計を見積り、その増加額を予算計上するとともに、決算でも同額を退職給与引当金として繰入れ計上している。なお、特別会計である善通寺市水道局と一般会計の善通寺市との間で異動があった職員が退職した場合の退職金は、平成 9 年 1 月 23 日に善通寺市長と善通寺市水道事業管理者との間で取交わされた「職員の退職に伴う退職金の支払に関する覚書」に基づき、退職時に所属する会計から支出し、その負担については所属した在職期間を基準に分担している。

そこで、平成 14 年 3 月 31 日現在の水道局在籍職員及び在籍経験がある一般会計の職員の合計 65 人の退職金要支給額のうち水道事業負担分を試算したところ 268,816 千円となり、同日現在の退職給与引当金の残高 57,886 千円と比較して 210,930 千円の引当不足が生じていることが判明した。

なお、退職給与引当金は 268,816 千円計上すべきであるが、資金を定期預金等で同額拘束することは不要と考える。資金計画において、近い将来支給が見込まれる額を手当てしておけば十分であり、必要以上に資金を拘束することは資金効率が悪化し、経営管理上望ましくない。

この引当不足 210,930 千円は、本来一時の特別損失として計上することが望ましいが、対象者の平均残存勤務期間以内の可能な限り短い期間で規則的に分割して計上することも認められるものと考えられる。いずれにせよ、早急に決算での対応を要する事項である。

(2) 一般会計からの退職金負担額受入処理誤り（指摘事項）

過年度の決算ではあるが、平成 11 年度に「職員の退職に伴う退職金の支払に関する覚書」に従って一般会計が負担すべき退職金 23,512 千円を受け入れた際、繰入金として営業外収益に計上するとともに、退職金支給額は総係費の退職給与金として営業費用に計上した。

しかし、一般会計が負担すべき退職金額は、覚書により予め決められた負担割合に基づいたものであるから、水道局は退職金支給時に費用ではなく立替金として処理し、後日、一般会計から入金を受けたときに当該立替金を消し込む処理をすべきであり、今後、留意されたい。

① 善通寺市水道局の会計処理（仕訳）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ＜支給時＞ | （退職金） | 23,512 千円 | ／ | （現金預金） | 27,399 千円 |
| | （退職給与引当金） | 3,887 千円 | ／ | | |
| ＜入金時＞ | （現金預金） | 23,512 千円 | ／ | （繰入金） | 23,512 千円 |

② 正しい会計処理（仕訳）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ＜支給時＞ | （立替金） | 23,512 千円 | ／ | （現金預金） | 27,399 千円 |
| | （退職給与引当金） | 3,887 千円 | ／ | | |
| ＜入金時＞ | （現金預金） | 23,512 千円 | ／ | （立替金） | 23,512 千円 |

(3) 修繕引当金の計上基準が不明確であることについて（指摘事項）

善通寺市水道局では、予算編成時に予算編成年度の前々事業年度末における有形固定資産の帳簿価額合計に一律 0.4%を乗じた額を修繕引当金として予算計上している。修繕引当金の決算計上額も、この予算計上額を引当計上することを原則としている。

「地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達」（以下、「依命通達」）によれば修繕引当金の計上目的として下記の二つが列挙されている。

① 地方公営企業の有形固定資産のうち数年に一度大規模な修繕を行う資産等につき、いわゆる特別修繕引当金に類するものとして計上することができる。

② 地方公営企業の毎事業年度の修繕費の額を平準化させる目的をもって、修繕費の執行額があらかじめ定めた予定基準額に満たない場合において、その差額を引当金に整

理することができる。

また、それぞれの目的に対する修繕引当金の計上基準として下記のものが適当であるとしている。

①については、当該修繕費を各事業年度に均分した額

②については、当該事業年度前数事業年度における修繕費実費額の平均額又は当該企業の当該事業年度における資産の帳簿原価の一定割合の額等

善通寺市水道局の計上基準は、上記②の資産の帳簿原価の一定割合に類似したものであるが、善通寺市水道局の場合は帳簿原価である取得価額ではなく、取得価額から減価償却累計額を控除した帳簿価額の一定割合としている点で異なっている。そのため、資産の使用年数が経過するにつれて修繕の必要性が高まるにもかかわらず、帳簿価額が減少するため修繕引当金繰入額も減少するという矛盾が生じている。また、その一定割合として善通寺市水道局で採用している 0.4%という数値にも従来から適用してきたというだけで、合理的な根拠がない。

さらに、根本的な問題点として修繕引当金の計上目的が曖昧なため、計上基準としては②に類似した方法で計上しているものの、修繕費の予定基準額も算出しておらず、しかも過去に一度も取崩されたことがない。

なお、①の方法については、善通寺市水道局において唯一「数年に一度大規模な修繕を行う資産」に該当する可能性のある浄水場は昭和 54 年の完成から 20 年以上経過しているが、必要な設備更新は概ね修繕費ではなく資本的支出として処理されているため、該当する資産が見当たらない。

以上のとおり、善通寺市水道局が計上している修繕引当金に合理性は認められないため、今後は計上するべきではないと判断する。

なお、平成 13 年度末現在計上されている修繕引当金 201,659 千円は、今後の修繕実施にともない取崩すことが妥当と判断し、最後に掲載している修正財務諸表の作成において、その取崩しは反映していない。

(4) 電力料金の未払計上漏れ（指摘事項）

地方公営企業法第 20 条第 1 項は「地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。」と規定し、発生主義に基づいて会計処理することを要求している。

善通寺市水道局でも原則的に費用は発生主義に基づいて会計処理しているが、例外的に電力料金については、過去からの慣例により発生主義ではなく、現金支払時に費用計上している。

しかしながら、このような善通寺市水道局の慣例に合理性は認められず、電力料金も含めたすべての費用を発生主義に基づいて会計処理すべきであり、平成 14 年 3 月分の電力料金 1,868 千円（原水及び浄水費 1,748 千円、配水及び給水費 120 千円）は営業未払金として費用計上すべきものであった。

(5) 補助金の処理誤り（指摘事項）

平成 13 年度決算において香川県から収受した県営水路工事に対する補助金 1,536 千円がその他営業収益として営業収益に計上されているが、この補助金は営業費補助の目的で交付されたものであるため、地方公営企業法施行規則　別表第 1 号（第 2 条の 2 関係）「勘定科目表」に従い補助金として営業外収益に計上すべきであった。

また、消火栓修繕工事代金で一般会計からの補助金 744 千円もその他営業収益として営業収益に計上されているが、上記と同様に水道事業による収入ではなく、他の会計から収益的支出を負担することを目的として繰り入れられた補助金であるため補助金として営業外収益に計上すべきであった。

(6) 修正損益計算書及び貸借対照表（参考）

適正な会計処理が採用された場合の善通寺市水道局の経営成績及び財政状態を明らかにするため、上記に挙げた会計処理上の問題点を修正した平成 13 年度の善通寺市水道事業損益計算書及び貸借対照表の概要は下記のとおりである。

① 修正損益計算書

（単位:千円）

| | | | | 修正前 |
|---|---|---|---|---|
| 1 営業収益 | | | | |
| (1) 給水収益 | 742,111 | | | |
| (2) 受託給水工事収益 | 6,845 | | | |
| (3) その他営業収益 | 19,566 | | | |
| 営業収益 計 | | 768,523 | | 770,804 |
| 2 営業費用 | | | | |
| (1) 原水及び浄水費 | 208,715 | | | |
| (2) 配水及び給水費 | 71,791 | | | |
| (3) 受託給水工事費 | 3,841 | | | |
| (4) 業務費 | 52,870 | | | |
| (5) 総係費 | 67,675 | | | |
| (6) 減価償却費 | 157,973 | | | |
| (7) 資産減耗費 | 12,561 | | | |
| (8) その他営業費用 | 235 | | | |
| 営業費用 計 | | 575,663 | | 573,663 |
| 営業利益 | | | 192,860 | 197,141 |
| 3 営業外収益 | | | | |
| (1) 受取利息 | | 2,804 | | |
| (2) 下水道使用料等 徴収手数料 | | 6,687 | | |
| (3) 補助金 | | 2,280 | | |
| (4) 雑収益 | | 883 | | |
| 営業外収益 計 | | | 12,655 | 10,374 |
| 4 営業外費用 | | | | |
| (1) 支払利息 | | 51,955 | | |
| (2) 雑支出 | | 151 | | |
| 営業外費用 計 | | | 52,107 | 52,107 |
| 経常利益 | | | 153,408 | 155,409 |
| 5 特別利益 | | | | |
| (1) 固定資産売却益 | | 7,888 | | |
| 特別利益 計 | | | 7,888 | 7,888 |
| 6 特別損失 | | | | |
| (1) 過年度損益修正損 | | 219,775 | | |
| 特別損失 計 | | | 219,775 | 7,035 |
| 当年度純損失 | | | △58,478 | 156,262 |
| 前年度繰越利益剰余金 | | | 62 | 62 |
| 当年度未処理欠損金 | | | △58,415 | 156,325 |

② 修正貸借対照表

（単位:千円）

| | | | | | 修正前 |
|---|---|---|---|---|---|
| 資産の部 | | | | | |
| 1 固定資産 | | | | | |
| （1）有形固定資産 | | | | | |
| ア 土地 | 64,588 | | | | |
| イ 建物 | 138,512 | | | | |
| ウ 構築物 | 2,842,029 | | | | |
| エ 機械及び装置 | 175,600 | | | | |
| オ 車輌運搬具 | 1,960 | | | | |
| カ 工具器具及び備品 | 3,208 | | | | |
| キ 建設仮勘定 | 12,520 | | | | |
| 有形固定資産合計 | | 3,238,420 | | | 3,238,818 |
| （2）無形固定資産 | | 40 | | | 40 |
| 固定資産合計 | | | 3,238,460 | | 3,238,858 |
| 2 流動資産 | | | | | |
| （1）現金預金 | | 711,886 | | | |
| （2）未収金 | | 166,676 | | | |
| （3）貯蔵品 | | 5,950 | | | |
| （4）前払費用 | | 726 | | | |
| （5）前払金 | | 22,800 | | | |
| （6）その他流動資産 | | 50,600 | | | |
| 流動資産合計 | | | 958,640 | | 960,184 |
| 資産合計 | | | | 4,197,100 | 4,199,042 |
| 負債の部 | | | | | |
| 3 固定負債 | | | | | |
| （1）退職給与引当金 | | | 268,816 | | |
| （2）修繕引当金 | | | 201,659 | | |
| 固定負債合計 | | | | 470,475 | 259,545 |
| 4 流動負債 | | | | | |
| （1）未払金 | | | 75,318 | | |
| （2）その他流動負債 | | | 73,099 | | |
| 流動負債合計 | | | | 148,417 | 146,549 |
| 負債合計 | | | | 618,893 | 406,094 |
| 資本の部 | | | | | |
| 5 資本金 | | | | | |
| （1）自己資本金 | | | | | |
| ア 固有資本金 | | 59,011 | | | |
| イ 組入資本金 | | 1,591,920 | | | |
| 自己資本金合計 | | | 1,650,931 | | 1,650,931 |
| （2）借入資本金 | | | | | |
| ア 企業債 | | 714,343 | | | |
| 借入資本金合計 | | | 714,343 | | 714,343 |
| 資本金合計 | | | | 2,365,274 | 2,365,274 |

| 6　剰余金 | | | | 修正前 |
|---|---|---|---|---|
| （1）資本剰余金 | | | | |
| ア　国庫補助金 | 65,601 | | | |
| イ　県費補助金 | 34,280 | | | |
| ウ　受贈財産評価額 | 12,656 | | | |
| エ　工事負担金 | 840,321 | | | |
| オ　寄付金 | 159 | | | |
| 資本剰余金合計 | | 953,018 | | 953,018 |
| （2）利益剰余金 | | | | |
| ア　減債積立金 | 115,083 | | | |
| イ　建設改良積立金 | 203,246 | | | |
| ウ　当年度未処理欠損金 | △58,415 | | | |
| 利益剰余金合計 | | 259,914 | | 474,655 |
| 剰余金合計 | | | 1,212,932 | 1,427,673 |
| 資本合計 | | | 3,578,207 | 3,792,948 |
| 負債資本合計 | | | 4,197,100 | 4,199,042 |

以上のとおり、必要な修正を加えた結果、平成 13 年度の当年度損益は 58,478 千円の損失となり、貸借対照表の資本合計は、214,741 千円減少した。当年度純損失になった原因は、前述した退職給与引当金の積立不足額を平成 13 年度に一括費用処理する修正を入れたためであり、同年度の水道事業が赤字の実態であったわけではないが、過去の決算において、累計では 214,741 千円の利益が過大に計上されてきたことは事実である。

当年度損益の額が、水道料金の水準が妥当か否かを判断する最も重要な指標であり、また、資本の額が将来の設備更新に対する充分な備えがあるかどうかを判断する重要な指標であることに鑑みれば、今後、適正な会計処理の実施が極めて重要であるといえる。

なお、上記の修正財務諸表を作成するための基礎となった「修正仕訳明細表」は、「付録」として添付した。

## 9. 総括

善通寺市水道局の財務の状況は、現在でも比較的健全であると評価するが、以上に掲げた指摘事項を改善し、組織及び運営の合理化のために記載した意見を実行すれば、財務体質はさらに強化され、懸念される浄水場の大規模な設備更新に伴なう水道料金の急騰リスクも減少させることができると考える。

以　上

付録：修正仕訳明細表

（単位:千円）

| No. | 借方 | | 貸方 | | 報告書 | 内容説明 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 勘定科目 | 金額 | 勘定科目 | 金額 | 項目No. | |
| ① | 減価償却費 | 273 | 機械及び装置 | 398 | 6(1) | 会計規程第80条に基づいて特別償却を実施すべきポンプ設備の一部に、特別償却が実施されていないものがあった。過年度分を含めて特別償却を実施する。 |
| | 過年度損益修正損（特別損失） | 124 | | | | |
| ② | 資産減耗費 | 1,101 | 貯蔵品 | 1,101 | 7(1) | 平成14年8月1日に実施した実地棚卸の結果、帳簿在庫が実在庫に比し過大に計上されていることが判明した。その差額は平成13年度に発生したと仮定して貯蔵品残高を実在庫金額に修正する。 |
| ③ | 資産減耗費 | 264 | 貯蔵品 | 264 | 7(4) | 実地棚卸の結果、発見された使用見込みのない資材在庫を保守的に備忘価額の1円まで評価減する。 |
| ④ | 資産減耗費 | 177 | 貯蔵品 | 177 | 7(5) | 中古量水器在庫の処分可能価額が帳簿価額から著しく下落し、回復不能と判断されるため処分可能価額まで評価損を計上する。 |
| ⑤ | 過年度損益修正損（特別損失） | 210,930 | 退職給与引当金 | 210,930 | 8(1) | 退職給与引当金が、平成14年3月末現在の水道局在籍職員及び在籍経験がある一般職員の退職金要支給額のうち水道事業負担分268,816千円に比較して210,930千円の積立不足になっていることが判明した。この過去勤務債務はすべて過年度に発生したものと仮定し、さらに最も望ましい方法である一時に特別損失計上する方法で処理する。 |
| ⑥ | 動力費（原水及び浄水費） | 1,748 | 未払金 | 1,868 | 8(4) | 電力料金が発生主義に基づいて計上されていなかったため、過年度分も合わせて修正する。 |
| | 動力費（配水及び給水費） | 120 | | | | |
| | 過年度損益修正損（特別損失） | 1,685 | 動力費（原水及び浄水費） | 1,548 | | |
| | | | 動力費（配水及び給水費） | 136 | | |
| ⑦ | その他営業収益（営業収益） | 1,536 | 補助金（営業外収益） | 2,280 | 8(5) | 香川県及び善通寺市一般会計から収受した補助金を営業収益に計上していたが、本来は営業外収益に計上すべきものであるため、修正する。 |
| | その他営業収益（営業収益） | 744 | | | | |